

島根県スポーツ推進計画

平成25年2月

島根県教育委員会

目 次

計画の策定にあたり	1
計画の位置づけ	3
計画期間	3
計画の目標	3
計画の基本的視点	4
【スポーツ推進の現状と課題及び具体的施策の展開】	6
1. 「誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進」	6
(1) 幼児期に体を動かす楽しさが実感できる体制づくり	6
(2) 健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進	9
(3) 積極的にスポーツに関わらせるための青年後期のスポーツ推進	13
(4) 地域スポーツ活動の中心を担う壮年期のスポーツ推進	15
(5) 健康で心豊かな生活に寄与する高齢期のスポーツ推進	17
2. 「子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実」	18
(1) 生きる力の重要な要素となる体力や運動能力の向上	18
(2) 豊かなスポーツライフの実現に向けた学校体育活動の充実	21
(3) 運動部活動の活性化	22
3. 「県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進」	23
(1) 全国大会で活躍する選手の育成・強化	23
(2) 競技力を全国レベルに高める指導者の確保と育成	27
(3) 競技スポーツの推進に向けた組織・体制づくり	28
4. 「地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化の推進」	29
(1) 関係団体との連携・協力とスポーツ指導者の養成・資質向上	29
(2) 障がい特性に応じて、誰もが参加し楽しむことができる スポーツ活動の推進	30
(3) 学校体育施設の開放と社会体育施設の適正管理	31
(4) 地域の特性を生かしたスポーツ推進	34

計画の策定にあたり

1 前回の計画と県の上位計画

「島根県スポーツ振興計画」(※1)は、平成17年度から平成21年度まで5か年を計画期間として平成17年12月に策定され、平成22年3月に内容の一部について追加変更する改訂を行い、23年度まで2年間延長しました。

(※1)計画の基本的視点

- ①生涯にわたるスポーツの実践と、夢、感動を与えることのできる人づくり
- ②スポーツを通じた活力ある地域づくり
- ③子どもたちの豊かな心とたくましい体を育む環境づくり
- ④スポーツ施設の機能充実などによる活動の基盤づくり

2年間の延長の間に、島根県では、平成24年3月に「島根県総合発展計画第2次実施計画(計画期間平成24年度～27年度)」を策定し、島根県教育委員会では、同じく平成24年3月に「しまね教育ビジョン21」を改訂しました。

2 スポーツ基本法とスポーツ基本計画

平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。同法(前文)は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」から始まり、スポーツに関する基本理念(※2)を定めるとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

また、同法では、国及び地方公共団体の責務を定め、その中で、国はスポーツ基本計画を定めること、地方公共団体は、「スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(地方スポーツ計画)を定めるよう努めるものとする。」と規定されています。

(※2)スポーツ基本法第2条<要旨>

- ①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ②青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進

- ⑥我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

国では、これを受けて、平成24年3月にスポーツ基本計画を策定し、スポーツ基本法に示された理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（※3）を示しています。

（※3）取り組むべき施策

- ①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ②若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

計画の位置づけ

この計画は、「島根県総合発展計画 第2次実施計画」（平成24年～27年）及び「しまね教育ビジョン21」（平成16年～平成25年）の体育・スポーツに関する部門計画として位置づけ、今後のスポーツ推進のために必要な具体的施策の推進計画とします。

計画期間

計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする5か年とします。

計画の目標

本県のスポーツ推進のあるべき姿は、それぞれのレベルで自主的に元気はつらつとした県民のスポーツ活動が展開されるとともに、そうしたスポーツ活動が地域づくりの中で重要な位置を占めていくことです。

地域においては、身近なスポーツ施設において、子どもたちや高齢者、障がいのある人など多くの人々が、気軽にスポーツに親しむ（する）とともに、機会や場面に応じてスポーツを見たり、支えたりしながら仲間と積極的に交流を深め、地域づくりとスポーツの推進を一体で進めることです。

また、競技スポーツにおいては、ジュニアから社会人までアスリートを目指す選手が、指導者とともに技能を高め記録を競い合うとともに、地域に支えられ、励まされ、その活躍によって地域に元気を与えていくことです。

とりわけ、高齢者の多い本県にとっては、豊かで活力のある生活を営む上でスポーツは不可欠なものであり、県民の多くが、それぞれのステージにおいて主体的に健康で豊かなスポーツライフを送ることができることを目指していく必要があります。「スポーツの楽しみ・感動を通じて活力ある地域づくり」を計画の目標とします。

※ 島根県では平成22年4月より新たに作成する公文書、ポスター、パンフレット等について、「障害」が人や人の状態を表す場合には、原則として「障がい」とひらがな表記にすることとしています。本計画も、その原則に沿って記述しています。

なお、国の表記、法律、固有名詞等で「障害」となっている場合は、そのまま漢字表記としています。

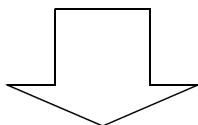
計画の基本的視点

1 スポーツに参画できる機会を確保し、活力ある地域づくりに貢献

スポーツは文化であり、「親しむ（する）」「楽しむ（みる）」「支える」など様々な活動があります。スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である」と定められています。

幼児期から高齢期まで各ライフステージにおいて、適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

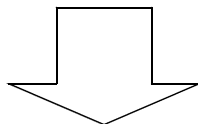
また、多くの県民が生涯にわたり、それぞれの生活の場としている地域において各種のスポーツの様々な活動を行うことにより、人々の交流の輪が広がり地域住民の連帯感が醸成され、地域の活性化が図られます。さらに、子どもたちと大人とのコミュニケーション形成や家庭や地域の教育力向上も期待できます。



障がい者を含む幅広い人々がスポーツに参画する機会を確保するため、指導者を育成し、県民にスポーツを提供する組織・団体を支援・育成します。スポーツの多面的な機能により、活力ある地域づくりに貢献します。

2 スポーツによる県民の一体感醸成

県内及び県出身のスポーツ選手が日々鍛錬し、技能を高め、全国レベルの競技大会や国際競技大会などにおいて活躍することは、県民に大きな感動と元気を与えます。子どもたちは選手たちの活躍で夢や希望を育み、スポーツへの興味や関心を一層ふくらませます。

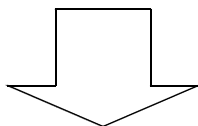


生涯にわたってスポーツ活動にかかわる優秀な競技者・指導者などの人づくりの面からスポーツの推進を図ります。

3 子どもたちの体力向上とスポーツを通じた人格形成

ライフスタイルの変化などにより、子どもたちが外遊びや生活の場面で体力や運動能力を獲得していくことが難しくなっています。学校においては、教科体育や運動部活動などを通して、また、家庭や地域では遊びやスポーツを通して、「生きる力」の基となる体力や運動能力の向上が進むよう工夫する必要があります。

さらに、スポーツを体験することによって、協調性やコミュニケーション能力、規範意識やリーダーシップ等も培われ、次代を担う子どもたちの全人格的な健全育成が図られます。

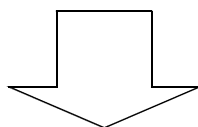


発達段階にある様々な子どもたちの心身を育む場である学校や地域において、個に応じた指導や環境づくりの面からスポーツの推進を図ります。

4 スポーツ施設の機能充実などによる活動の基盤づくり

県民のスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、地域スポーツの振興を図る上で不可欠な基盤です。このため、様々なスポーツニーズや利用形態に応じた環境の整備と機能の充実を図ることはもとより、子どもや高齢者、障がいのある人などの特性に配慮し、県民の視点に立った魅力的な施設づくりが望まれます。

また、自然災害に備えた構造を確保し、非常時には多面的な利用を可能とすることも必要です。



県民のスポーツ活動の基盤づくりの面からスポーツの推進を図ります。

【スポーツ推進の現状と課題及び具体的施策の展開】

1. 「誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進」

【本計画におけるライフステージについて】

島根県世論調査におけるライフサイクルを参考にして独自に設定を行った。個人によって差があるが、概ね下記のとおり年齢を想定している。

(1)	幼児期	就学前
(2)	学童期	6歳～12歳
	青年前期	13歳～18歳
(3)	青年後期	18歳～34歳
(4)	壮年期	35歳～64歳
(5)	高齢期	65歳以上

(1) 幼児期に体を動かす楽しさが実感できる体制づくり

【現 状】

共働き家庭の増加や少子化の進行で、子どもたちは、親子や同世代の友人との触れ合いや関わり合いが減少し、家庭や地域における外遊び、集団遊びを目にすることが少なくなりました。また、情報化社会の進展で、遊びの質の変化や幼少期からの過度なメディア接触が指摘され、室内で多くの時間を過ごしたり、生活習慣が乱れたりする一因となっています。

一方、子育て世代の保護者が集い、意見交換できる場において、生活習慣や食生活に関する正しい知識を学ぶ機会が増えつつあるほか、幼児期からの積極的な取組が重要と認識している県内の幼稚園、保育所の中には意識的に外遊び等の活動を導入する動きも見られます。それにあわせ、外遊びの必要性、子どもの体力の重要性を感じる関係者も増えてきました。

【課 題】

子どもたちが手伝いや外遊びを通じて体を動かし、自然に様々な動きやスキルを獲得していたことや、今の子どもたちには、それらの動きやスキルが十分に身につけていないことは、あまり知られておらず、外遊びや集団遊びの重要性を広く啓発する必要があります。

また、子ども世代はもちろん、保護者世代のメディア接触や生活習慣が、子どもたちの生活を大きく左右します。家族の望ましい生活習慣や食生活が子どもの生活になぜ必要か、正しい知識を得ることに加え、子どもの体力向上に及ぼす影響についてまで学ぶ機会を設け、意識を高める必要があります。

運動をする子としない子の二極化は、小学校入学前後からその傾向が見られるため、多くの子どもが生活を送る、幼稚園、保育所で運動習慣を確立させ、様々な運動のスキルを獲得することが重要ですが、共働き等で子どもを預ける場合、施設を選択することは難しいため、どの施設においてもしっかりと体を動かす時間が確保されることが大切です。在宅の子どもにおいても、保護者からの働きかけが重要です。

そのため、県教育委員会と福祉部局との連携を強化し、保護者、幼稚園、保育所等に体を動かすことの重要性を具体的にわかりやすく啓発する必要があります。

【具体的施策の展開】

望ましい生活習慣や食生活については引き続き県民に広報し理解を促します。さらに、関係機関や有識者と連携し、外遊びや様々な身体活動、集団遊びの有効性を明らかにし、広報啓発を行うほか、生活習慣と体力向上について学ぶ研修会を保護者、学校関係者、保育所関係者等を対象に実施します。その際、大人の生活習慣が子どもの成長に及ぼす影響についても考える機会を検討します。

また、県関係各課、各機関と連携を密にし、体を動かすことの重要性を幼稚園、保育所、子育て支援センター等へ広報し、子どもたちが体を動かすことが楽しいと感じる機会が十分に確保できるよう努めます。特に、ほとんどの親子が参加する乳幼児健康診断で体を動かすことの重要性を啓発できるよう関係課と連携を図ります。

さらに、「ふるまい向上プロジェクト事業」(※1)と連携し、手伝いや体を動かすことの楽しさを広報することで、保護者と子どもたちに、いろいろな運動を自然に、無理なく、そしてバランスよく体験しようとする機運を醸成します。そして、保護者が子どもたちに運動をはじめのきっかけをつくることで、子どもたちの体を動かすことに対する興味を高めていきます。

これらの施策の展開により、子どもたちが小学校に入学した際、体育の授業や体育的行事に無理なく参加できることを目指していきます。

【ふるまい向上プロジェクト事業】 ※1

乳幼児期からの一貫した教育の充実と、学校・家庭・地域の連携を図りながら社会全体で子どもたちの「ふるまい」向上を目指す事業です。大人も自らの「ふるまい」を省み、子どもと一緒に「ふるまい」向上に努めます。

この事業における「ふるまい」とは「礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などの総称で、乳幼児から大人まで、島根県民みんなで、「ふるまい」を向上させていこうというものです。

【幼児期運動指針：文部科学省】(参考)

運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、さまざまな活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指して平成24年3月28日に策定された指針です。

この指針では3点のポイントが指摘されています。

- ① 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れる
- ② 楽しく体を動かす時間を確保する(毎日合計60分以上)
- ③ 発達の特性に応じた遊びを提供する

また、幼児にとっての運動は、楽しく体を動かす遊びを中心に行うことが大切ですが、散歩や手伝いなどの生活の中での様々な動きが含まれている点も重要です。

(この指針における幼児とは、3歳から6歳の小学校就学前の子どもです)

【県内の取組：浜田市井野保育所と浜田市スポーツ推進委員の連携】（参考）

浜田市井野保育所では月1回、スポーツ推進委員が来所し、子どもたちと先生と一緒に「しまねっ子！元気アップ・ソング じょうぶな根っこしまねっ子」にあわせ楽しく踊ったり、様々な動物の真似をしてみたり、遊びながら体を動かす活動に取り組んでいます。

また、スポーツ推進委員の指導により、「四つん這いリレー」「ジャンプしながらリレー」などを行うほか、素足で園庭を歩いたり走ったりして、足の裏の感覚を育てています。

指導されているスポーツ推進委員の方は「未就学児の体力向上につながるこのような取組が、浜田市三隅地区全体に広がることを望んでいる。楽しく踊る活動が、子どもたちの意欲を高め、岡見公民館で別のスポーツ推進委員が講師となって実施しているストリートダンス教室に引き継がれていくことになれば、望ましい運動習慣に役立つのではないか」と話されました。



(2)健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進

ア 学童期のスポーツ推進

【現 状】

社会の変化により、子どもたちの身体活動における環境が大きく変化しています。その結果、運動習慣のある子どもとない子どもの二極化が生じています。

運動習慣に乏しい子どもたちの要因として、放課後のスポーツ活動の中心が学校から地域に移ったことにより、友達と手軽にスポーツに楽しむことができる環境でなくなったことや、指導者の都合で平日遅くまでの活動や土日の活動になったことにより、スポーツ活動を選択しなくなったことが考えられます。学校統合等に伴い、スクールバスを利用しなければならなくなったこと、歩く距離の減少や放課後の自由時間が減少したことなども要因の一つとして挙げられます。このことは体力・運動能力の低下に影響を及ぼしています。

一方で、低学年段階からほぼ毎日同じ競技の運動を繰り返すことによるスポーツ障害や、早い段階で競技生活を終えてしまうバーンアウト（燃え尽き症候群）などがあることも指摘されています。

【県内の状況】（参考）

- ・平成23年度、小学校において継続して運動部活動を実施している学校は10校。
（前回調査 26校：平成20年度）
- ・平成23年度のスポーツ少年団への加入率は、19.8%（男子：27.1%、女子：12.2%）であり、平成12年度以降ほぼ横ばい。

【課 題】

かつて、子どもたちが遊びや生活の中で自然に身につけていたこと（体のしなやかさ、バランスなど）を、現在においては、大人が仕掛けて獲得させる必要があります。それらは全ての子どもたちが活動を行う学校教育活動と、多様なニーズの受け皿となる地域活動の双方が連携をとりながら、役割を分担し、行っていくことが大切です。現在、地域での活動は、スポーツ少年団や単一競技のスポーツクラブが中心となって担っています。努力や競争によってかけがえのない喜びや経験が得られる一方、練習時間の長さや日数の多さなどの過重負担からくる疲労やスポーツ障害、勝負にこだわるあまり子どもたちが過度のプレッシャーを受けているといった課題が生じています。これからは、競技中心のものだけでなく、現在、運動習慣がない子どもたちに対し、誰かと競うための活動だけではなく、気軽に参加でき、かつ、爽快感や達成感、運動技能の獲得などができる運動や遊びといった身体活動を中心に活動の場やプログラムを開発をしていくことも重要です。

上記の課題と関連するのが指導者研修の在り方です。これまで指導を続けてこられてきた方を中心に、競技力向上の研修には熱心に参加される反面で、発達段階に応じた適切な運動活動といった内容等の研修になると参加者が減るなどの偏りが見られます。現在、実際に指導している指導者に加え、これから指導をはじめようとする指導者に対しても、計画的に研修を実施することで、長期的なスパンで望ましい指導のあり方を浸透させていくことができると考えます。

【具体的施策の展開】

全ての子どもたちを対象とする学校での取組として、子どもたちの実態や地域の実態を把握した体力向上計画を作成し、体育の授業や学校行事等、学校教育活動全体において計画的に体力の向上を図っていきます。これには、学校だけでなく地域や家庭と連携していく視点も持たせます。具体的には、レクリエーション協会と連携をして業間活動や昼休み、放課後等を使ったニュースポーツや運動遊びの時間を確保し、全ての子どもたちが運動の楽しさを実感できるような場を確保していきます。

地域での活動では、運動習慣の乏しい子どもたちに対しては、県モデル事業において身体活動を楽しませ、遊びを中心としたプログラムで体力づくりを進めます。放課後や下校までの時間を有効に活用することで、運動に親しむ場を増やしていくよう工夫するほか、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」との連携を図ります。

また、総合型地域スポーツクラブにおいても、生涯スポーツにおける「新しい公共」の核としての役割の中で、地域における関係団体との連携を図りながら、子どもたちが参加頻度や内容などを主体的に選択したり、地域の幅広い年齢層の人と交流しながら運動を楽しむ場としてより積極的に活動できるよう働きかけます。

既存のスポーツ少年団やスポーツクラブについても、実態把握に努め、「小学生のスポーツ活動の手引き」（平成21年3月：※2）に基づいた活動となるように継続して指導をしていきます。

【小学生のスポーツ活動の進め方】 ※2

- スポーツを通じた子どもたちの心身の全人格的な健全育成を基本に据え、過度な勝利至上主義に陥らないようにする。
- 競技力、規律、忍耐力等を高めるとともに、健康・安全に留意し、事故防止が疎かにならないようにする。
- 学校の教育活動（運動会、学習発表会等）に支障をきたさないように連絡・調整を密にする。
- 子どもや保護者、指導者間で運営方針や指導理念を理解しあう。
- 指導者や保護者の負担（経済的・肉体的・精神的・時間的）が過重にならないように相談しながら運営する。
- 保護者・指導者・学校・地域関係者間で必要に応じて話し合いの場を設け、お互いに協調しあう。
- 年間の活動計画（大会参加計画等も含む）を作成し、見通しを持った指導をする。
- 週の練習日は3日程度までとし、原則として土日のいずれかは、休養日にする。
- 翌日に学校がある場合は、疲れが残らないようにする。
- 1日の練習時間は、子どもの体力に十分配慮した時間とし、途中で休憩時間を設ける。

小学生のスポーツ活動の手引き（平成21年3月 島根県教育委員会）より抜粋

【子どもの放課後を見守る取組について】（参考）

平成19年度から国の「放課後子どもプラン推進事業」がはじまり、各市町村において地域の実情に応じながら、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「放課後子ども教室」の開設が進みました。「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」両事業で県内約86%の小学校区をカバーしています。

(1)「放課後児童クラブ」(放課後児童健全育成事業：厚生労働省)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学している概ね10歳（小学3年生）未満の児童）に対して生活の場を提供するもの。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。（県内17市町194教室開設：公庫補助対象外クラブを含む）

(2)「放課後子ども教室」(放課後子ども教室推進事業：文部科学省)

「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されたもの。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施形態は地域により様々です。（県内17市町169教室開設）

平成24年度社会教育行政の方針と事業（県教育庁社会教育課発行）より抜粋
※数字は平成24年2月現在

イ 青年前期のスポーツ推進

【現 状】

中学校年代は、学校での運動部活動加入率が最も高い世代です。学校での活動以外でも、地域の指導者によるクラブスポーツが種目数、クラブ数ともに増えてきており、ニーズに応じた活動の場を選択しやすくなっています。

高校生年代では、通学距離の問題や多忙さなどにより、運動部活動の加入率は低下し、特に女子では、中学では運動部に加入していた生徒が、高校では選択しない傾向が男子よりも強いです。

【課 題】

学校部活動においては、総体終了後引退という傾向が強く、運動を続けたくても続けることができなくなっている状況にあります。そのため、次の進路の準備を進めながら一定の運動の場を確保していくような取組が必要です。

運動部活動を選択をしない生徒に対しては、自分のペースや価値観で運動に親しむ場を地域において確保していく必要があります。それには、スポーツには「する」だけでなく、「みる」「支える」という視点もあることや、この世代に関心が高い「美」や「ヘルスプロモーション」といった切口など、これまでと異なる観点の楽しさ、やりがいに気付かせるような支援を行っていく必要があります。

【具体的施策の展開】

学校においては、運動部活動の一層の充実とともに、保健の授業を中心にヘルスプロモーションについて十分に理解させることで、一人一人が自分の生活において、健康を保つための実践や工夫を行うことができるよう働きかけます。

また、中学3年生を中心として、学校と地域が連携して活動の場を確保し、高校での活動の橋渡し、部活動加入率の確保や競技力向上へとつなげていく取組を検討していきます。

このほかに、スポーツ少年団の特性を生かし、競技者としてのスポーツを選択しなかった中学生・高校生に対し、ジュニアリーダーや指導者、地域の大人と一緒に活動などを提供することで、運動の習慣化につながるよう働きかけます。

(3)積極的にスポーツに関わらせるための青年後期のスポーツ推進

ア 単身者・夫婦世帯者のスポーツ推進

【現 状】

経済状況が厳しくなった現在、スキーやゴルフなどのレジャースポーツにお金や時間をかけて楽しむ余裕がなくなってきました。そういった中で女性を中心に、スポーツジムでのトレーニングやヨガ、ウォーキングやジョギングなど健康や美への意識の高まりから、個人としてスポーツ活動に取り組む人が増えています。

また、学童期、青年前期で継続して運動に取り組まなかった場合や小学生から同じ種目のみに取り組んでいた場合において、「スポーツをすることを楽しむ」意識は低く、高校卒業時に運動離れが進む傾向もあります。

【課 題】

新しいスポーツとの出会いや「楽しむ」「支える」「みる」「関わる」といったスポーツのもつ新たな価値観への気づきなど、スポーツの多様性を浸透させていく必要があります。また、それら新しい活動を行う場合には、公共施設（学校体育施設）を中心とした、安価で手軽に使用することができるような活動の場を確保することが必要です。しかし、既存の団体ですら確保できない状況にある中で、新規団体が新たに確保することは非常に難しいことなどが挙げられます。

【具体的施策の展開】

市町村と連携をして情報収集を行い、県のホームページを活用して、県内スポーツイベントカレンダーやスポーツフィールド（ランニングコース、サイクリングコース、ウォーキングコース）紹介など、積極的に周知広報に努めます。また、生涯スポーツの普及拡大を目的とするだけでなく、地域づくりのツールとしてのスポーツとして位置づけるなど、若者が主体的に企画し、気楽に気軽に運動を楽しむことができる魅力的な運動プログラムの開発や初心者でも楽しむことができるような活動にすることで、地域が支援し、活動の場が確保できるように働きかけます。

イ 子育て前期のスポーツ推進

【現 状】

「運動に取り組みたい」と考えている人は多くいますが、現実には、子育て等に時間をとられ、自分がスポーツ活動を楽しむといったゆとりをもつことが、時間的にも精神的にも難しいといった現状にあります。

また、子どものスポーツ活動への参加をきっかけとして、それまで自分が「する」スポーツから、指導者やチームマネジメント等の「支える」スポーツへと転換していく人が増える傾向にあります。そんな中で、自分の子どもしか見えなくなってしまう、指導者やほかの保護者とトラブルになってしまうことも見られます。

【課 題】

自分が運動に親しみたくて限られた時間を工夫して運動時間を確保しようとしても、子どもを預けてまで自分のことを楽しむことができる環境（制度や場所、周囲の理解等）が十分ではなく、諦めざるを得ない状況にあります。

自分の子どもしか見えなくなっている保護者に対しては、多くの人に支えられて子どものスポーツ活動の場が確保されていることを認識してもらう必要があります。

【具体的施策の展開】

関係機関と連携をして、乳幼児期の検診等を活用して、親子で身体活動に親しむ場を積極的に確保し、運動の必要性を理解してもらうとともに、運動の習慣化のきっかけとしていきます。また、体育施設主催事業の一部に、託児付教室や親子運動プログラムなどのサービスを付加することで、就学前の子育て世代が運動に親しむことができるように考えていきます。

このほかにもスポーツ少年団や競技団体と連携をして、親子対象や保護者のみを対象とした交流イベントを開催し、「支えるスポーツ」と「するスポーツ」それぞれを楽しむことができるよう働きかけます。

子どもの活動を支えるための保護者と指導者のよりよい在り方については、PTA 研修や指導者研修等を通じて、「小学生のスポーツ活動の手引き」（前述）を活用し、啓発していきます。

(4) 地域スポーツ活動の中心を担う壮年期のスポーツ推進

ア 子育て後期のスポーツ推進

【現 状】

子どもが小学生を卒業した段階で、指導者やサポーターも卒業してしまい、家族で共通な運動に親しむ（する・みる）ことが少なくなったり、支える側としてのスポーツ活動に関わらなくなる保護者が増えます。

【課 題】

県内の多くのスポーツクラブは、単一種目、単一年代での活動が中心であり、総合型地域スポーツクラブ等をはじめとする複数種目、多世代参加型のスポーツクラブは多くはありません。家族でスポーツ活動に親しむことから、夫婦や個人で親しむスポーツ活動へと転換をしていくなどライフステージの変化に伴うニーズの変化などに対応していくためにも、幅広い種目、活動の場から主体的に選択できるように整備していくことが必要です。

また、我が子へのサポートが少なくなったことで、余裕ができた時間を地域の子どもたちのサポートにつなげていくような循環型のシステムを構築していくことが望まれます。

【具体的施策の展開】

総合型地域スポーツクラブや公民館・コミュニティーセンターでの活動など、地域での身近な活動の中に、初心者を対象とした教室や交流を主目的とした大会などを積極的に設け、自分の身体状況やレベルに応じた楽しみを実感できるなど気軽にスポーツ活動に親しむことのできる場を設けるよう市町村や体育施設等に働きかけます。

また、しまね広域スポーツセンターと連携をして、クラブマネジメント研修を行い、地域人材の掘り起こしや活用の有り方などについて検討していきます。

イ 子育て終了期(単身者等を含む)のスポーツ推進

【現 状】

生涯スポーツとして、個人が好きなスポーツに時間を割き、充実したスポーツライフを過ごしている方が多く、スポーツの動機づけが、健康・記録・勝利・交流等、より多様になっています。特に、「健康づくりのための運動指針 2006」(H18年7月：※3)が厚生労働省から出された際に、テレビや新聞などで取り上げられることが多かったため、健康な体を維持するための運動の在り方について関心がより高まりました。

支えるスポーツとしては、地区体協、総合型地域スポーツクラブ、少年スポーツの指導・運営において、中心的な役割を担い、地域スポーツ活動の向上に大きく寄与しています。

【課 題】

競技者としての活動をやめた時に、楽しむために競技を続けたり、居住地など身近な地域でのスポーツ活動に参加しようとするといったスムーズな移行ができないまま、スポーツ活動をやめてしまう人が少なくありません。また、健康への関心が高まったとは言っても、必ずしも全員が運動を実践しているわけではなく、はじめるきっかけを持つことができない人もいます。

指導者としても、自分の経験をもとにした指導が中心となり、今の子どもたちや社会の現状にそぐわない指導を行っている場合があります。

【具体的施策の展開】

スポーツ推進委員やこれまで積極的にスポーツ活動に親しんでいた人たちをスポーツリーダーとして活用し、これまでスポーツ活動に消極的であった人たちに対し、余裕のできた時間を使って、初心者でも楽しむことができる手軽な運動プログラムや健康維持のための活動などニーズに適した工夫してもらいほか、自己開発や新たな人間関係づくりのツールとしてのスポーツライフの楽しみ方を啓発してもらいます。また、これまで希薄であった地域とのつながりをもつための準備段階として、地域でのスポーツ活動を活用していくことも検討します。

【健康づくりのための運動指針 2006：厚生労働省】（参考） ※3

我が国において、生活習慣病対策が重要な課題となった際に、それを予防するための身体活動量・運動量及び体力の基準値が示されました。

この運動指針においては、現在の身体活動量や体力の評価と、それを踏まえた目標設定の方法、個人の身体特性及び状況に応じた運動内容の選択、それらを達成するための方法が具体的に示されています。

生活習慣病予防のためには、継続して運動を実施することが重要であり、そのためには、まず無理をせずに日常生活の中で運動量を増やすことから始めていくことが推奨されています。

(5)健康で心豊かな生活に寄与する高齢期のスポーツ推進

【現 状】

高齢化率は約 30 %と都道府県単位で比較しても全国トップクラスですが、元気な高齢者も多く、ライフステージ別の調査でもスポーツ活動に最も取り組んでいる世代です。

健康づくりとしてのスポーツ・身体活動に親しむ人が多い中、競技者としての活動を継続し、年代別全国大会への参加を積極的に行う人も増えてきています。これらの人は、スポーツ活動を通して、居住地以外の高齢者と積極的に交流を深め、生活の充実を図っています。

また、中山間の公共交通機関が不便な地域などにおいては、活動場所への移動が困難なため、運動プログラムに参加できない場合もあります。

【課 題】

子ども世代と同様、環境要因（徒歩で行ける範囲に活動場所がない、移動手段が確保できないなど）による運動への二極化が見られます。また、思うように体が動かなくなってくると、生活の中で余暇時間を見出し、気軽に運動を楽しむという意欲が低下してしまう場合もあります。

【具体的施策の展開】

高齢者が気軽に参加でき、かつ、興味をもって活動できるように、スポーツ推進委員を中心に指導者が直接地域に出向いて、生活+運動によるバランスのとれた身体活動を啓発していくために、「目標設定」を明確にし、農作業や家事全般などを類似している運動に換算し、やりがいにつなげていくなど、いくつかのモデルケースを示していきます。

また、介護予防や孤独死防止など、高齢者福祉部局や関係機関と連携して、地域や個人のニーズに応じた運動プログラムの提供にも努めていきます。

このほかに、総合型地域スポーツクラブ等と連携をして、小学生・中学生年代のスポーツ活動のサポーターとして、大会運営や応援などの支援活動を通して、スポーツ活動を支える喜びを感じ、いきがいとなるよう働きかけをします。

2. 「子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実」

(1) 生きる力の重要な要素となる体力や運動能力の向上

【現 状】

平成23年度より小学校、中学校、高等学校において順次、新学習指導要領がスタートしました。小学校（1～4年生）、中学校においてはそれぞれ体育科の授業時数が増やされていますが、その大きな要因として、子どもたちの運動離れや運動をする・しないの運動習慣の二極化による児童生徒の体力や運動能力の低下があげられます。体力の低下は、運動パフォーマンスにとどまらず健康や意欲・気力までも低下させることを意味しており危惧されています。そのため、授業時数の増加や体づくり運動が1年生から実施されることになりました。

本県の体力の現状は、過去3回の全国体力・運動能力等調査によると、20mシャトルランや反復横跳びでは小・中学校ともに高い値を示しましたが、小・中学校ともに握力や長座体前屈、上体起こしにおいて低い値を示し、課題を抱えています。前者の運動は運動習慣に強い影響を受けると言われています。本県の児童生徒は比較的良好な運動習慣を有しており、そのことが高い値を示していた一因と考えられます。一方、後者の運動は運動習慣による影響は少ないと言われています。

島根県の児童生徒と全国の児童生徒の体力を比較した場合、長所・短所はあるものの、小学5年生では全国平均を上回り、中学2年生もほぼ全国平均に近い値を示しています。

中央教育審議会では、『体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。また、体力は、生活をする上での気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていく。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となるものである。』と位置づけ、体力の重要性を説いています。

【課 題】

我が県においても、生活様式の変化や三間（運動遊びをする時間・仲間・空間）の減少などにより、子どもたちの運動経験の質や量の減少も見られます。中学校2年生の女子においては1週間の総運動時間が60分未満の生徒が約33%（平成22年度調査）おり、児童・生徒の運動離れや運動習慣の二極化が見られます。それらに対して歯止めをかけて体力向上を図ることが急務です。

本県の弱みとされている握力や長座体前屈、上体起こしが示す筋力や筋持久力、柔軟性を高めるためには授業で取り上げる運動の内容や質などを見直し工夫していく必要があります。運動することや体力向上の価値を児童生徒や保護者に啓発し、学校で行った運動等を家庭や地域でも行ってもらうなどの連携のあり方を見直し、運動習慣を定着させていくことが必要です。

また、島根県の体力テストの結果がピーク時であった昭和61年と比較すると、殆どの種目の数値が下回っています。昭和61年の体力に近づけていくことが目標となります。

【具体的施策の展開】

① 1日1時間以上体をうごかそう！（スローガンの決定）

1週間で420分以上運動している児童生徒の体力は、国の体力調査のピークであった昭和60年の体力の平均値と同等であるとのデータが発表されています。島根県では、1週間で420分を1日に換算した「1日1時間以上体をうごかそう！」をスローガンとし、広報物に印刷するなどその周知と実践をすすめます。

② 体力向上推進計画

平成23年度より、各小中学校において体力向上推進計画を策定しています。各校の児童生徒の実態や学校の特徴にあった計画づくりを引き続き実践します。

【各校の計画から】（参考）

- ・朝、業間休み、昼休み等の時間を利用した全校での体力づくりを実践しています。
(小学校)
- ・授業や生徒会と連携した体育的行事での体力づくり、あるいは部活動と連携した体力づくりを行っています。(中学校)

③ 体力向上に係る学校訪問

県保健体育課指導主事、島根県教育センター指導主事が全小中学校を学校訪問し、体力向上推進計画を基にした実践のあり方、計画そのものについて協議し、よりよい実践となるようサポートします。その中で、課題となっている家庭や地域との連携のあり方についても示唆していきます。

④ 体力向上推進モデル校

体力向上のモデルとなって取り組む学校を県内で5校指定し（平成23年度～26年度まで、2年間指定3サイクル）体力向上のあり方を研究しています。その成果については、フォーラム等で発表し、関係者に広報します。

【モデル校の取組から】（参考）

- ・授業づくりと環境づくりを通して豊かなかかわりの中で、主体的に健康・体力づくりに取り組む児童の育成を目標にしています。
- ・授業づくりと学校教育活動全体を通じた取組を通して、進んで体力づくりに取り組む児童の育成を目指しています。

⑤ しまねっ子！元気アップ・プログラムシステム開発

子どもたちが、運動そのものの楽しさを感じる運動例を紹介したり、Web 上で競い合ったりすることができる「しまねっ子！元気アップ・プログラムシステム」を開発し、平成24年度より運用を開始しました。今後、システムの充実を図り、各学校のニーズを取り入れたものとします。

数値目標：体力テスト数値がピークだった時期(昭和61年を100%とした場合)との体力比較

中2生徒 平成23年度 95.5% → 平成27年度 97.5%

※体力比較：中学校2年男女の握力、50m走、持久力、ボール投げの比較

(2)豊かなスポーツライフの実現に向けた学校体育活動の充実

【現 状】

今回の学習指導要領では、豊かなスポーツライフの実現に向けた体育授業が求められています。新学習指導要領では、児童生徒に身に付けさせるべき学習内容を明確にしておき、それらの系統性を分かりやすく示しています。また、児童生徒の発達段階を考慮し、小学校1年生～4年生、小学校5年生～中学校2年生、中学校3年生～高校3年生までそれぞれ4年間をひとまとまりとして指導内容を体系化しました。

学習内容の確実な習得と児童生徒の体力低下の課題に対応するために小学校（1～4年生）と中学校で、体育科の授業時数が増加されています。

【課 題】

学校体育活動の中心は、すべての児童生徒が受ける体育科の授業です。

これまでの体育科の授業では、児童生徒の主体性や楽しさが強調されるあまり指導すべきことを躊躇して教えずに終わってしまったり、子どもが望む運動ばかり行ってしまったりするような授業が見受けられました。そのために、運動の基礎的な知識や基本的な技能が十分身につけていないこともありました。

また、反対に体力向上や基礎・基本の習得に目が行くばかりに訓練的な授業に終始する授業の例もありました。

さらに、中・高等学校の選択制授業（自分がやりたい種目を選ぶ学習）では、いろいろな種目を十分に学習することなく種目を選択しているという例もありました。

これからの体育学習は、いろいろな運動の楽しさを味わい、基礎的な知識や基本的な技能を身に付け豊かなスポーツライフの実現に向けた授業を行っていくことを目指していかねばなりません。そのためにも引き続き、体育科の授業を充実させていくことが大切です。

【具体的施策の展開】

「新学習指導要領に対応した研修」と「体育授業の問題点に対応した研修」を実施します。

① 「小学校体育実技講座」「中高等学校体育実技講座」

学習指導要領に例示されている運動についての理解を深めたり、指導方法について実技を通して学んだりすることによって授業力の向上を図ります。

② 「小・中・高等学校体育科経営講座」

島根県の学校体育の課題を講義や演習、協議を通して解決を図り、体育主任としての体育科経営力の向上を図ります。

③ 「中学校体育教員武道研修講座」

中学校では武道が必修化することにともない、平成23～24年度にかけてすべての体育教員がこの研修を受け、武道について指導内容や指導方法を確認した上で授業を受け持ちます。平成25年度以降も随時開催し、武道の授業力の向上を図ります。

④ 「指導主事による学校訪問」

学校体育活動の充実のために指導主事が、全小・中・高等学校を訪問します。体育科経営全般について協議し、更に充実するようサポートします。

(3)運動部活動の活性化

【現 状】

学校運動部活動は、その教育的意義が学習指導要領総則に明記され、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら計画的に実施されています。そして、多くの生徒は運動部活動に大きな関心を寄せ、教師や保護者も運動部活動の教育的価値を認めています。

また、中学校、高校時代に運動部活動を経験した生徒は、将来にわたって運動を継続していく傾向にあり、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現にも大きな影響を与えています。

中学校、高等学校における運動部活動への加入状況は、平成23年度に県教育委員会が実施した「運動部活動に関する集計」で見ると、中学校が約7割、高等学校が約6割となっており、前回調査した平成20年度に比べ、あまり大きな変化はありません。

また、小学校においては、スポーツ少年団、地域の組織、保護者会など地域社会に主体をおいたスポーツクラブ組織を中心に活動が展開されています。

このような中学校、高等学校の運動部活動や小学校におけるスポーツ少年団等の活動は、成果を生んでいる反面、様々な運営上の問題も抱えながら実施されています。

【課 題】

運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさを味わい、豊かな学校生活を経験する活動です。しかし、現在次のような課題があります。

- ① 運動をする子どもとそうでない子どもの二極化
- ② 部員数の減少による大会参加の減少
- ③ 指導者の確保及び資質の向上
- ④ スポーツクラブ等への加入の低年齢化による心身両面の加重負担や技能差による中学校での運動部入部への消極化

【具体的施策の展開】

児童生徒が生涯にわたって親しむことのできる運動となるような部活動を目指します。そのためには、小学校からの学校体育の充実を図り、運動への愛好的態度を育成していきます。また、各機関との連携を行い、学校の現状を把握し、勝敗にこだわりすぎることなく、子どもの自主的・自発的な活動を大切にするような運営を心がけます。そして、傷害を予防する観点からも、発達段階に応じた適切な指導に努めます。

中学校、高等学校の部員数の減少による大会参加の縮小に関する課題に対しては、中学校体育連盟、高等学校体育連盟に働きかけて関連する規約や規定の研究を行い、複数校合同での活動や複数校で参加できる大会の拡大を図ります。

また、地域社会との連携を図りながら、専門的な技術指導力を備えた地域のスポーツ指導者を中学校・高等学校に派遣する「運動部活動地域スポーツ指導者派遣事業」を充実することにより、運動部活動の活性化を推進します。さらに、「種目別指導者研修会」を実施し、部活動指導者の指導力向上を図ります。

3. 「県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進」

(1) 全国大会で活躍する選手の育成・強化

【現 状】

① 国民体育大会での成績

総合順位については、平成12年度からの3年連続最下位を脱出し、近年は上昇中です（最高が42位で、平成15年度からの9年間の平均は43.8位）。そして、着実に近年、競技得点も獲得しており、平成15年度からの9年間の平均は654.8点（競技得点の平均は254.8点）で、少年の部と成年の部の競技得点を比較してみると、少年の部は、平成15年度からの9年間の平均が149.3点と高得点です。また、安定した競技力を持つ競技も出ており、上位入賞するなど結果が現れています。

一方、成年の部は、平成15年度からの9年間の平均は106.6点で、少年の部に比べてやや低く、競技力が定着していないことがうかがえます。

□国民体育大会の島根県総合成績の推移【平成12～24年度】

開催年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
開催県	富山	宮城	高知	静岡	埼玉	岡山	兵庫	秋田	大分	新潟	千葉	山口	岐阜
順位	47	47	47	46	45	44	42	44	45	42	42	45	45
総合得点	659.5	571.0	629.5	575.5	618.5	634.5	709.5	683.5	649.0	719.5	724.0	579.5	597.0
参加点	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	390.0	400.0
競技得点	259.5	171.0	229.0	175.5	218.5	234.5	309.5	283.5	249.0	319.5	324.0	189.5	197.0
少年の部 競技得点	156.0	99.0	98.5	99.0	150.0	150.5	177.0	183.5	124.0	155.5	198.5	106.0	95.0
成年の部 競技得点	103.5	72.0	130.5	76.5	68.5	84.0	132.5	100.0	125.0	164.0	125.5	83.5	102.0

□国民体育大会の入賞種目数の推移【平成12～24年度】（ベスト8以上）

開催年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
少年の部	22	20	10	9	10	11	14	12	12	11	15	14	10
成年の部	17	13	14	14	13	14	15	12	10	20	14	11	10

② 国民体育大会以外の全国規模の大会での成績

ア ジュニア層の競技力

本県では、ジュニア層（中学校・高等学校）において、全国大会で活躍する選手の育成に向けた競技力の向上を重視し、推進を図っています。

推進を図る中で、近年は、本県を中心に中学校や高等学校の全国大会が開催され、結果を残してきました。

□近年の島根県で開催された全国大会

大会名	開催年度	競技数	競技名
全国中学校体育大会	平成13年度	3	バスケットボール、卓球、柔道
	平成22年度	2	柔道、剣道
全国高等学校総合体育大会	平成7年度	7	フェンシング、男子バレーボール、バドミントン、ホッケー、ソフトテニス、卓球、柔道
	平成16年度	14	陸上競技、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、サッカー、ソフトボール、剣道、登山、空手道、なぎなた、水泳、ホッケー、ウエイトリフティング

□全国大会における入賞種目数の推移【平成12～24年度】

(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会少年の部) 平成24年12月現在

開催年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数	39	49	28	26	30	32	44	40	42	31	46	49	39
全国中学	2	13	5	4	6	6	6	8	6	5	20	11	14
全国総体	13	15	13	10	14	8	13	11	13	6	10	16	15
全国高校選抜	2	1	0	3	0	7	11	9	11	9	1	8	☆
国体少年の部	22	20	10	9	10	11	14	12	12	11	15	14	10

※網掛けは、本県開催の記録

☆全ての大会が終了していないので記述せず

イ 一般（社会人）の競技力

一般の競技においては、企業チームやクラブチーム、大学生等の選手層が薄い状況にあります。そのため、国民体育大会を除いた全国規模の大会では、個人競技の入賞はあるものの、団体競技で好成績を収める競技が少ない状況です。

障がい者の競技においては、学校卒業後、地域に競技を継続できる環境がなかったり、就労上の課題があったりして、競技スポーツから離れる傾向があります。こうしたことから、全国規模の大会への出場に関しては、競技力志向の大会、生涯スポーツ志向の大会とも、介助スタッフの支援確保や就労上の課題等もあり、難しい状況です。

【ジャパンパラ競技大会】（参考）

公益財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会と各競技団体とが共催し、開催している障がい者スポーツにおける国内最高峰の競技大会。わが国の競技力向上と記録の公認を図ることを目的としている。

競技種目は、①陸上 ②水泳 ③アーチェリー ④クロスカントリースキー ⑤アルペンスキー の5種目。

本県からは、平成13年から16年の4年間、水泳競技に毎年1名出場している。

【課 題】

① 国民体育大会における競技力

国民体育大会における少年の競技力については、優秀な競技者（小学生・中学生）が県外に流出したり、優秀な選手が国体予選に出場しないことなどが原因で、競技によっては、主力となる高校生の競技力を安定させることが難しくなっています。

また、成年の競技力については、県内の企業チームやクラブチームの強化、ふるさと選手の活用など積極的に取り組んでいますが、県外で活躍している優秀な選手の確保が困難であることなどが原因で、競技得点を獲得する種目が少なく、安定した競技力が定着していません。

そのため、少年・成年ともに競技力の維持や、多種目において競技力を全国レベルまで引き上げるためのさらなる強化が課題です。また、中学校・高校・大学・企業などからの理解を得るように働きかけながら、関係団体・競技団体・地域が連携を図る必要があります。

② 国民体育大会以外の全国規模の大会における競技力

ア ジュニア層

ジュニア層においては、ライフスタイルの変化に伴う運動離れや、運動をする・しないの二極化に伴う競技人口の減少が問題となっています。そのため、人数が揃わず、部活動を休部や廃部にせざるを得ない状況や、県内で1校のみとなった競技があるなどの問題がおきています。また、優秀な中学生競技者の県外流出などにより、安定した競技力が維持できていない状況もうかがえます。

このような状況の中、少ない競技人口の中から優秀な競技者を発掘・育成するのは困難であることから、まずは競技人口のすそ野を広げ、多くの競技者の中から優秀な競技者を発掘して強化・育成するといった「普及から強化」を図る必要があります。

また、現在の競技力向上対策をより一層充実させ競技力を向上することで、その競技が注目され、中・高校生の興味・関心が高まり、結果的に競技人口の増加につながるといった「強化から普及」を図ることも必要です。

以上のように、「競技の普及を図ること」と「競技力の向上を図ること」を表裏一体とし、競技力の維持・向上や全国規模の大会で活躍する競技者の育成を図るために、両者を同時に推し進めていくことが課題となります。

また、全国大会等を誘致することにより、周囲の興味・関心を高め、競技力を向上させることも必要ですが、開催後に競技力が維持できていないのが現状です。今後、本県で全国大会を開催するにあたっては、選手強化や運営面等、県や競技者だけの取組だけにとどまらず、地域に根ざした競技の定着を推進するなど、競技団体・関係団体・地域が一体となり連携を深めながら実施していくことが重要です。

イ 一般（社会人）

教員採用枠や企業等の新規採用数の減少により、大学生など県外で活躍している選手を地元へ戻すことが難しくなっています。また、県内企業チームやクラブチーム、障がい者を含む一般選手に対する支援体制が十分に整っていないため、競技力向上を図ることが困難な状況です。

これらのことから、企業チームやクラブチーム、競技団体との連携を深め、障がい者を含む一般の競技力向上を図るための支援策を講じていくことが課題となっています。

【具体的施策の展開】

① 国民体育大会に向けた競技力強化

財団法人島根県体育協会と連携し、各競技団体が、競技力を図るための単年及び中・長期計画の策定や事業の分析・評価を行うよう要請するなど、競技団体の特性に応じた強化事業が展開されるよう努めます。

また、過去3年間の競技得点に基づく成果を土台にした競技力向上事業に加えて、各競技団体の実態や要望を踏まえた支援策を検討していきます。

中・高校生の競技力の強化については、国体選抜チームによる年間を通じた強化と、小・中・高校生の発達段階に応じた一貫指導体制の整備を目指した支援に積極的に取り組みます。

② 国民体育大会以外の全国規模の大会に向けた競技力強化

「普及から強化」への取組として、ジュニア層の競技力向上を目指し、将来性のある選手の発掘と育成や、ジュニア層競技の普及と選手の育成のための支援をしていきます。

また、「強化から普及」への取組として、中・高校生において、中学生指定競技や重点校を対象に県外遠征などの強化事業を推進します。また、中学生を対象に、スポーツに秀でた選手を重点校等に入学させる「スポーツ特別推薦制度」を実施し、全国規模の大会において活躍する選手の育成に努めます。

その他、本県での全国大会開催への積極的な取組を実施し、それに向けての強化事業を展開していきます。

その上、障がい者を含む一般（社会人）の競技力の向上のために、ジュニア層で活躍した選手が、成年の選手や指導者として本県で活躍できるように、競技団体・関係団体・地域が連携をとりながら環境づくりに努めていきます。

さらに、地元開催の全国大会で好成績を目指すだけでなく、地元での開催を契機とした継続的な強化を検討し、支援に努めていきます。

(2)競技力を全国レベルに高める指導者の確保と育成

【現 状】

本県の競技力を支える指導者は、学校運動部活動の指導者である教員の指導力に頼るところが大きいと言えます。しかし、本県の現状としては、専門的な指導力を備えた指導者の不足や競技力を全国レベルに高める指導力を持った指導者の不足が指摘されています。

【課 題】

少子化に伴い教員採用枠が減少していることが原因で、中学校や高等学校の運動部活動において、専門的な指導力を備えた顧問教員（指導者）がいない部活動が増えています。競技によっては、専門的な指導力を備えた指導者がいないために、休部や廃部にせざるを得ない部活動も出ています。

また、企業等の新規採用が減少していることも原因で、全国大会等で活躍している優秀な競技者や指導者が、本県に戻ってこられない状況にあります。現在、競技力向上の中心となっている指導者は、くにびき国体の競技者が中心であり、その指導者が退職の時期を迎えています。

このような状況下で指導者を確保するために、学校の運動部活動においては、長期間、同一校で指導できる体制づくりや、スポーツに秀でた教員の採用、競技の普及や競技力の強化から考えた外部指導者の活用等について検討が求められています。指導者の確保に視点をみると、優秀な選手のアスリートライフに必要な環境を確保しながら、競技現役時の「ファーストキャリア」の段階、引退後の「セカンドキャリア」の段階と、それぞれの段階に向け、計画的に地域や関係団体と連携をとりながら環境を整えていくことも課題となっています。

一方、本県の競技力を全国レベルに高めるには、選手の資質や能力を十分に引き出すことのできる指導力を身につけることと、全国で戦う意識の喚起により、県内指導者の資質向上を図ることが課題となります。

【具体的施策の展開】

① 指導者の確保

本県における指導者の中心となる教員については、「特別体育専任教員配置制度」や「スポーツ推進教員認定制度」を実施するとともに、適正配置や活動条件の整備と指導者の確保に努めます。

そして、国際大会等で優秀な成績を上げた選手で、かつ、教員として優れた資質を有すると認められる方の採用にも努めていきます。

また、中学校と高等学校の運動部活動に、専門的な指導力を備えた地域の外部指導者を派遣し、さらなる競技力の向上を図るための支援をします。

その上、指導者の確保につながるスポーツ人材のU・Iターンの実現を目指すために、地域と連携した取組に努めていきます。

② 指導者の育成

全国的に指導実績のある優秀な指導者や、スポーツ医・科学等の専門家を県外から招聘し、全競技団体の指導者を対象にした県内研修会を開催し、指導者の育成に努めます。

また、県内指導者を県外の先進校や研修会等に派遣し、競技力を全国レベルに高める指導者の育成に努めます。

(3) 競技スポーツの推進に向けた組織・体制づくり

【現 状】

県民に夢と感動を与える競技力の推進のために、島根県体育協会を中心に、競技団体、学校体育団体および各種関係機関と綿密な連携を図りながら、「スポーツの普及・振興」と「競技力向上」の二つの目標に向かって積極的に諸事業に取り組み、さらなる競技スポーツの推進を図っています。

【課 題】

これまで、「スポーツの普及・振興」と「競技力向上」を目標に掲げて、両立の方向で進めてきました。

しかし、それは競技者を中心とした考え方であったため、一過性であり、継続性に欠けた面がありました。スポーツを「する側」だけでの推進でなく、する側が意欲を持ち、競技力が一層高まるような取組を、スポーツを「みる側（観戦・応援等）」や「支える側（運営・審判・サポーター等）」と共に進めることで継続した支援につながると考えています。

具体的には、県民への情報提供や県民の応援により、選手の活動意欲を向上させ、地域や島根を活気づかせるための取組が必要です。そのため、競技スポーツだけでなく、地域スポーツとの連携も構築していくことが必要となっています。また、既存施設を利用した拠点体制や、スポーツドクター・スポーツファーマシスト（※4）・理学療法士・スポーツ栄養士などのサポート体制を整え、スポーツ栄養やトレーニング、ドーピングに関してチーム島根として支援していくことも必要であると考えています。

そこで、「する側」・「みる側」・「支える側」の三者で情報交換を行い、「スポーツの普及・振興」と「競技力向上」に向けて取り組むための連携づくりを検討していくことが課題です。

【スポーツファーマシスト】（参考） ※4

最新のドーピング防止規則に関する情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行い、スポーツにおけるドーピングを防止する役割を果たします。

薬剤師の有資格者で、所定の課程を修めた方が、（公財）日本アンチ・ドーピング機構より認定される資格です。

【具体的施策の展開】

競技スポーツに関する県民の理解や支援を深めるために、テレビやホームページ等による広報活動を積極的に行っていくとともに、選手の活動意欲の向上を図ります。

また、「スポーツの普及・振興」や「競技力の向上」のために、会議や研修会を通して、あらゆる角度からの意見交換を行い、選手・指導者・環境等、それぞれの側面をより一層支援するための組織作りに努めます。その上、「する側」・「みる側」・「支える側」三者の連携を深めながら、島根に根ざしたスポーツ文化の育成を目指します。

4. 「地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化の推進」

(1) 関係団体との連携・協力とスポーツ指導者の養成・資質向上

【現 状】

本県は地域のつながりが残っているという特色があります。その中心となって活動しているのが、公民館やコミュニティーセンターであり、地域の各種団体（体協、子ども会、高齢者会など）の事務局を持っていることも少なくありません。地域づくり、子どもの健全育成という視点からもスポーツに取り組んでおり、元気な高齢者が学校のクラブ活動（グラウンドゴルフ、昔遊びなど）の指導者・ゲストティーチャーとして参画し、学校と地域をつなげる核として、活躍されている方も少なくありません。

指導者では、日本体育協会及び加盟競技団体、日本スポーツ少年団、日本レクリエーション協会、日本障害者スポーツ協会などによって公認指導者資格が整備され、県内においても資格取得者が増え、競技力向上の一助を担っていただいています。特に、中学校、高校の運動部活動において、専門指導者がいない学校では、公認指導者資格を有する地域指導者を中心に外部指導者として活用し、学校と連携をして体力・技能の向上に関わっています。

また、全ての市町村に、スポーツ推進委員が配置され、地域のスポーツ活動の推進者として活動していただいています。市町村によっては地域の中での認知が不十分で、活躍の余地があります。

【課 題】

地域でのスポーツ活動の推進は、「地域で子どもを育てる」ツールのひとつでもあることをこれまで以上に理解してもらう必要があります。これまでは、競技の指導者を対象とした競技力向上の研修が中心であり、子ども理解等のメンタル面の研修や発達段階に応じた多様な運動プログラム体験などの研修が少なく、指導者の基盤的な部分の資質を高めることが不十分でしたが、今後は多様な研修機会を設ける必要があります。

また、奥出雲町のホッケーのように、それぞれの地域の特性を生かしたスポーツが、そこに暮らす住民だけでなく、県民全てに活力をもたらすエネルギー源となる文化にまで発展していくような働きかけを考えていく必要があります。

【具体的施策の展開】

スポーツが地域の文化となるよう、地域とクラブ、地域と指導者が一体となって盛り上げていくような働きかけをします。そのためには、専門的な実技指導だけではなく、スポーツマネジメントやコーディネート能力、外遊びやさまざまな身体活動、集団遊び、望ましい生活習慣や食生活など、資格に結びつくものや個々の能力を高めるためのものなど、多様な研修機会を設け、指導者の理解や資質の向上を促します。

地域のつながりが強く残っているという本県の特性を効果的に活用するために、生涯スポーツや子どもたちの活動においては、特定の指導者に頼るのではなく、地域のみんなで支え、支えられていくという相互扶助、循環型の体制づくりを支援していきます。自分の力を生かしながら積極的に地域の活動を支援していくということが定着した時に、そのスポーツが地域の文化にまで発展していくと考えます。

競技力向上のための指導者養成については、これまで以上にスポーツリーダーズバンクの充実を図り、それぞれの種目団体におけるトップコーチによる指導者研修の開催、技能向上、戦術、トレーニング方法などより専門的な内容に特化し、競技力の向上に努めます。

(2) 障がい特性に応じて、誰もが参加し楽しむことができるスポーツ活動の推進

【現 状】

「スポーツは、世界共通の人類の文化」であり「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」とスポーツ基本法の前文で謳われています。

今まで県のスポーツ行政部署が、一般スポーツは教育委員会、障がい者スポーツは福祉部局とに分かれており、目立った連携が見られませんでした。

また、通常、各種スポーツ大会は健常者と障がい者がそれぞれに開催しており、健常者と障がい者が一緒になって大会に参加している例は多くありません。その中で、障がい者スポーツの大会運営を各種スポーツ団体がサポートするケースが見られます。

バリアフリーの意識が高まり、健常者と障がい者の垣根を越えてスポーツを楽しむことの大切さは理解されつつありますが、障がい者のスポーツそのものについては理解、認知度が低いのが現状です。

【課 題】

まず、誰もが一緒にスポーツをし、楽しもうとする意識、機運を高めることが大切です。

県の関係部局がそれぞれの役割を理解し、一緒にスポーツをし、楽しもうとする意識の重要性を共通認識して、推進のための協議の場を設定しなければなりません。

また、意識づくりと同時に、誰もが楽しめるハード面の環境、ルール作り、指導者養成、介助者等の条件整備が課題です。さらに、障がいの種類及び程度に応じた個別に必要な配慮や支援が何なのか、適切な判断も必要となります。

地域のスポーツ活動を担う、スポーツ推進委員などの指導者や各競技団体においては、健常者だけでなく障がいのある人たちにも対象を広げ、地域での機運づくりにあわせ、一緒にできること、楽しめることは何か、そのためには何が必要なのか検討しなければなりません。徐々に一緒にスポーツをする機会を増やしていくことも重要です。

【具体的施策の展開】

教育委員会と福祉部局、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会等の各関係団体との連携を強化し、県内の状況を把握します。適切に状況把握し、それぞれの障がい特性を理解した上で、一緒に活動できる運動、スポーツ、イベントについて検討を始め、可能なものから速やかに実施します。

スポーツ指導者の研修会等でのテーマの一つに障がい者スポーツを取り上げるなど、理解の促進を図るほか、各種研修会を通じて指導者のスキルを高めます。さらに、障がい者スポーツ指導者の有資格者を増やすとともに、各種大会の情報提供を県保健体育課や関係団体ホームページ等で行い、活動の場所や機会の確保に努めます。

また、関係機関と連携し、健常者や障がい者のスポーツ大会運営を相互にサポートするなどの機会を増やし、「健常者も障がい者も一緒にスポーツをすることができる」という意識の醸成をはかり、地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。

(3) 学校体育施設の開放と社会体育施設の適正管理

ア 学校体育施設の開放

【現 状】

学校の体育施設は最も身近な体育施設であり、学校教育活動や施設管理において支障のない限り開放することが求められています。

県立学校においては「学校体育施設開放要綱」を設け、体育施設を地域住民に開放し、県民のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供しています。

開放率（実績）は平成19年度をピークとして下がってきています。

市町村立学校においても体育施設を開放しており、開放率（実績）は、ほぼ100%となっています。

■ 県立学校体育施設開放状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
学校数(a)	50	50	50	48	48	49	49
実績のあった学校数(b)	36	41	41	38	37	37	37
開放率実績(b/a)	72.0%	82.0%	82.0%	79.2%	77.1%	75.5%	75.5%
延べ日数(日)	2,918	3,224	3,221	2,993	3,049	2,699	2,892
延べ時間数(h)	6,097	6,798	7,022	6,798	7,137	6,370	6,502
延べ利用者数(人)	42,813	48,005	42,254	43,238	42,451	38,876	47,891

※学校体育施設の開放率（実績）

当該年度に（学校行事以外に）1回でも県民の施設利用があった学校数/全学校数

【課 題】

開放を実施している学校の中には、既存団体の利用でいっぱいになっているため新しい団体の利用が難しい学校があります。一方、県立学校においては、団体の利用希望と学校側の教育活動や施設管理の都合が合わない、利用可能な施設や時間などの情報が伝わっていないといった理由により、開放日数が10日未満と、実績が少ない学校もあります。

よって、団体のニーズに十分応えられるよう、県立学校体育施設を有効かつ効率的に活用できるようにする必要があります。

【具体的施策の展開】

県立学校の体育施設については、団体が、希望と合う学校を探そうことができるよう、開放可能な施設などの情報を県のホームページにより提供します。

市町村立学校の体育施設については、引き続き市町村教育委員会と連携の上、適正利用が図られるよう努めます。

イ 社会体育施設の適正管理

【現 状】

県立体育施設は、市町村立等の公立施設も併せた地域バランスを考え、競技スポーツの振興と広く生涯スポーツの振興を目指して設置されています。

現在、主要な県立体育施設として、松江市に武道館・水泳プール、出雲市の浜山公園内に体育館・陸上競技場・野球場等、浜田市に体育館・石見武道館、益田市にサッカー場が設置されています。

これらの施設には指定管理者制度を導入し、スポーツ教室や各種大会などを開催するとともに、地域住民が気軽に利用できるよう、利用者の視点に立ったきめ細やかな運営やサービス・利便性の向上に努めています。

また、この他、県内には多くの社会体育施設が設置されています。

社会体育施設の中には、風水害時や地震時の避難所として指定されている施設があり、スポーツの場としてだけでなく、避難所としての機能も必要となってきています。

■ 公共スポーツ施設設置状況（H24.10.1現在）

施設種類	陸上競技場	野球場	球技場	運動広場	屋内水泳プール	屋外水泳プール	体育館	柔道場	剣道場	武道館・柔剣道場	屋外庭球場	相撲場	卓球場	弓道場	アーチェリー場	トレーニング場	射撃場	ゲートボール場	キャンプ場
設置数	17	55	10	111	19	30	109	4	3	10	65	11	7	9	1	23	3	30	40

【課 題】

スポーツ活動中の事故を防止・軽減し地域住民が安全・安心に施設でスポーツを楽しむためには、設備やスポーツ器具を適正管理するとともに、不測の事態に備えておくことが必要です。

また、乳幼児連れの利用者や高齢者、障がい者がスポーツを楽しむには、施設・設備がユニバーサルデザインに十分対応していない、ニーズに応じた運営や事業を実施するための知識・技術・技能を備えた職員の配置を施設に求めているといった問題があります。

子どもや女性、高齢者、障がい者を含む全ての地域住民が楽しくスポーツに親しむことができるよう、利便性の向上を図るとともに、利用者のニーズに応じて施設の運営の改善を図る必要があります。

その他、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない、避難所機能を十分に備えていない施設があり、施設・設備の耐震補強や大規模改修・更新を実施する必要があります。

【具体的施策の展開】

① 社会体育施設における安全確保

地域住民が安全・安心に施設を利用することができるよう、施設設置者、管理者それぞれについて、安全確保のための責任を明確にします。

また、事故防止のため、施設・設備の定期的な点検や適切な管理を行うとともに、維持管理に必要な知識・技術・技能の研修を定期的実施し、内容の充実を図ります。

その他、不測の事態に備えるため、危機管理マニュアルを整備し、消防・避難訓練等を実施します。

耐震性が確認できない施設については、耐震診断の上、基準を満たしていなければ補強工事を実施し、また、施設・設備・器具の状況を把握し計画的な改修工事や更新を実施するよう努めます。

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが重要であるため、AED（自動体外式除細動器：Automated External Defibrillator）を始めとする救急救命に必要な設備・器具を設置するとともに、AED操作を含む救急救命法訓練を実施します。

さらに、利用者に対しても、安全に正しく施設・設備を使用するための注意喚起を行うほか、速やかにAEDを使用できる体制整備を図るなど、事故対応について普及・啓発を図ります。

② 社会体育施設の利便性の向上と運営の改善

全ての地域住民にとって利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設になるように努めます。

また、スポーツに関する専門的知識・技術・技能を持った職員を引き続き配置し、利用者の多様なニーズに応じたスポーツ教室、イベントの実施、スポーツに関する情報提供を行います。

その他、高齢者、障がい者、子どもなど、様々な立場の利用者がスポーツを楽しめるよう、適切に指導、支援することができる職員を育成するとともに、関係スポーツ団体との連携を図ります。

また、限られた維持管理費の中で施設を快適に利用できるよう、自分達が利用する施設を自分達で良くしていこうとする機運を醸成し、ボランティア活動など施設管理者と利用者の協働事業をすすめます。

(4)地域の特性を生かしたスポーツ推進

【現 状】

公共交通機関が十分に整備していないこともあり、自家用車保有率が高く、玄関から目的地まで車で移動することが多いといったことや、学校統合等により校区が広くなったり、安全確保を理由に、スクールバスを利用しているところも増えているといったことから、子どもから大人まで歩くことが少なくなっています。また、豊かな自然を有しながら、子どもたちが集団で元気に川遊びや山歩きなどの外遊びを楽しんでいる姿を見かけることが少なくなっていたり、外遊びを伝えることのできる大人も少なくなってきました。

【課 題】

スポーツは施設、設備が整った環境で行うものという意識が強く、島根の豊かな自然をフィールドとしたスポーツ活動や外遊びを通して、体を動かす楽しさ、仲間と時間を共有することに価値や喜びを見いだせなかったり、気づきながらも活用しようとしなない人が多くいます。

また、市町村や関係機関がそれぞれで工夫して行っている取組が、ネットワーク化できていないため、類似する活動プログラム等において、参加者の奪い合いのような状況が起きています。

【具体的施策の展開】

社会教育施設の拠点である公民館、コミュニティーセンター等を核として、地域の特性（自然、歴史、文化、人）を生かした活動を奨励し、そこで「みんながする人、みる人、支える人 ―地域の力をスポーツで高めよう―」ということのスローガンに、多世代参加による体験型の活動プログラムを実施することで、遊びの中での身体活動を通して、基礎体力の向上を図ったり、スポーツ活動へとつなげていきます。

また、それを継続・発展させることで、地域外の人を巻き込み、交流や観光資源として活用でき、地域の人が、さらに活動意欲を高めていくような「文化としてのスポーツ」にまで高まるよう働きかけます。